

(公印省略)

情報審第567号
令和4年2月17日

中山 理司 様

情報公開・個人情報保護審査会

理由説明書の写しの送付及び意見書又は資料の提出について(通知)

下記1の諮問事件について、別添のとおり、当審査会に諮問庁から提出された理由説明書の写しを送付します。

また、あなたは、下記1の諮問事件について、情報公開・個人情報保護審査会設置法第11条の規定に基づき、当審査会に対し、意見書又は資料を提出することができますが、当審査会において、下記2のとおり提出期限を定めたので、通知します。

記

1 濟問事件

濟問番号：令和4年（行情）濟問第131号

事 件 名：特定書籍の執筆に関して提供した判決書の日付が分かる文書等の不開示決定（不存在）に関する件

2 意見書又は資料の提出期限等

① 提出期限

令和4年3月10日（木）

② 提出方法

任意の様式により作成した書面を、持参するか、郵送又はファックスで情報公開・個人情報保護審査会事務局に提出してください。

また、提出された意見書又は資料は、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第1項の規定による送付をし、又は同条第2項の規定による閲覧をさせることができますので、その適否についてのあなたのお考えを、別紙「提出する意見書又は資料の取扱いについて」に記入し、意見書又は資料に添付してください。

なお、別紙において、濟問庁の閲覧に対し、送付をし、又は閲覧をさせることにつき「差支えがない」旨の回答のあった意見書又は資料については、調査審議の効率化、争点の明確化等の観点から、特段の事情のない限り、濟問庁に対し、その写しを送付することとしますので、御了承願います。

提出先：総務省 情報公開・個人情報保護審査会

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39

永田町合同庁舎4階

TEL 03-5501-1720

FAX 03-3502-7350

(別 紙)

令和4年(行情) 諒問第131号事件

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

令和 年 月 日

(氏名)

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、
諒問庁に対し、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条1項の
規定による送付をし、又は同条第2項の規定による閲覧をさせることは、

- 差支えがない。
- 適当ではない。

(適当ではない理由)



諸問庁:検事総長

理由説明書

第1 開示請求の内容及び処分庁の決定

1 開示請求の内容

本件開示請求は、別紙記載の文書（以下、それぞれ「本件対象文書1」及び「本件対象文書2」という。）を対象としたものである。

2 処分庁の決定

処分庁は、本件開示請求に対し、対象となる行政文書を作成又は取得しておらず保有していないとして、不開示とする決定（以下「原処分」という。）を行ったものである。

第2 諸問庁の判断及び理由

1 諸問の要旨

審査請求人は、当該書籍の内容を引用した上で、このような研究を元最高検察庁職員が行えたことからすれば、本件対象文書1又は2のいずれかが存在するといえるとして、本件不開示決定を取り消すとの決定を求めているところ、諸問庁においては、原処分を維持することが妥当であると認めたので、以下のとおり理由を述べる。

2 対象文書の探索について

(1) 原処分時の探索について

処分庁において、本件開示請求を受けて、著者が所属した刑事部のほか関連する規程を所管する可能性がある総務課及び企画調査課において保存・管理する行政文書に対して、対象となる文書の探索を行ったが発見されなかつたものであり、処分庁において、開示請求時点で保有していなかったものと認められる。

(2) 対象文書の再探索について

処分庁において、審査請求を受けて、改めて対象文書の再探索を行つたものの、該当する行政文書の存在を確認することはできなかつた。

(3) 探索範囲の妥当性について

処分庁は、担当部署内の事務室、書庫、パソコン上の共有フォルダ等を探したるものであり、探索の範囲としては妥当である。

3 本件対象文書に係る文書の存否について

審査請求人が提示する書籍において、審査請求書に記載された記述があること及び多数の公刊物未搭載の判決の内容を引用していることは確認できるものの、著者がどのような方法で情報を入手し本件書籍を執筆したかは処分庁としては把握しておらず、また、本書籍は、著者が最高検察庁を退職してから2年以上経過した令和3年9月に出版されたものであることから、その情報の入手経路は不明である。

また、最高検察庁において、本件対象文書2のような取扱いを可とする通達等が発出されているものでもない。

その上、上記第2. 2の探索結果を踏まえれば、本件対象文書1及び2に該当する文書を作成又は取得していないとして不開示とした原処分は妥当である。

第3 結論

以上のとおり、本件開示請求の対象となる文書をいずれも作成又は取得しておらず、保有していないとして不開示とした原処分は、妥当である。

別 紙

請求文書 1

「性犯罪捜査全書—理論と実務の詳解—」（著者は城祐一郎 元最高検察庁刑事部検事。令和3年9月に株式会社立花書房から出版された書籍）の執筆に関して最高検察庁が提供した判決書の日付が分かる文書

請求文書 2

最高検察庁の検事は、退官した後も、性犯罪に関する判決書のコピーを手元に残したままにできることが分かる文書（最新版）